

平成十九年三月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則（昭和三十七年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「職にある」を削る。
別表第一第一号を次のように改める。

一 特別公舎	(一) 知事、副知事及び出納長の入居の用に供するため設置された公舎	財産管理課長
	(二) 病院事業管理者の入居の用に供するため設置された公舎	財産管理課長が指定する病院の職員

別表第一第二号（一）中「総務学事課長」を「財産管理課長」に改め、同号（二）中「中南地域県民局地域連携室長」を「中南地域県民局地域連携部長」に改め、同号（三）中「三八地域県民局地域連携室長」を「三八地域県民局地域連携部長」に改め、同号（四）中「五所川原県税事務所長」を「西北地域県民局地域連携部長」に改め、同号（五）中「十和田県税事務所長」を「上北地域県民局地域連携部長」に改め、同号（六）中「下北地域県民局地域連携室長」を「下北地域県民局地域連携部長」に改め、同号（七）中「西北地域県民局地域連携室長」を「西北地域県民局地域連携部長」に改め、同号（八）中「上北地方健康福祉こどもセンター所長」を「上北地域県民局地域健康福祉部長」に改め、同表第三号（一）中

イ 公舎以外の出先機関の職員用公舎（次のウ、エに掲げる公舎を除く）	当該出先機関を所管する本庁の課長	を	イ 地域県民局以外の公舎（昭和十九年三月青森県規則第十号）第二十三条第三号に規定する公舎をいう。	当該公舎の職員
ア 公舎（青森県財務規則（昭和十九年三月青森県規則第十号）第二十三条に規定する公舎をいう。）の職員用公舎	当該公舎の長		ア 地域県民局の職員用公舎	財産管理課長が指定する地域県民局の部長

に改め、

ウ 中央病院の職員用公舎	中央病院長	下同じ。の職員用公舎。
エ つくしが丘病院の職員用公舎	つくしが丘病院長	
ウ 公舎以外の出先機関の職員用公舎	当該出先機関を所管する本庁の課長	

同号中

イ 公舎以外の職員用公舎	教育庁学校施設課長	を
--------------	-----------	---

イ 公舎以外の職員用公舎	教育庁学校施設課長	に改める。
（四） 病院局職員用公舎	財産管理課長が指定する病院局の職員	

附 則

- この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前において、次の表の上欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為とみなす。

総務学事課長	財産管理課長
中南地域県民局地域連携室長	中南地域県民局地域連携部長
三八地域県民局地域連携室長	三八地域県民局地域連携部長
五所川原県税事務所長 西北地方農林水産事務所長	西北地域県民局地域連携部長
十和田県税事務所長	上北地域県民局地域連携部長
下北地域県民局地域連携室長	下北地域県民局地域連携部長

上北地方健康福祉こどもセンター所長	上北地域県民局地域健康福祉部長
中央病院長 つくしが丘病院長	改正後の青森県公舎条例施行規則 別表第一第三号(四)に定める病院局 の職員

3 この規則の施行の日前において、改正前の青森県公舎条例施行規則別表第一第三号(ア)に定める長が行った承認その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、この規則の施行の日地域県民局の職員用公舎となる公舎に係るものは、改正後の青森県公舎条例施行規則別表第一第三号(ア)に定める部長が行った承認その他の行為又は当該部長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則(平成七年三月青森県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第四条第一項及び第二項中「及び健康福祉こどもセンター所長」及び「健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第五条第一項第四号及び第二項中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第六条第四項及び第七号から第九号までの規定中「及び健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第十条第一項中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削り、同条第二項中「及び健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第十五条第一項中「及び健康福祉こどもセンター所長」及び「健康福祉こどもセンター所長」を削り、同条第二項中「及び健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第十六条中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削る。
第二号様式中「(所長)」及び「(所長)」を削る。

第三号様式の別表中
(表)を削り、「結」を「感染」に改める。

第四号様式の別表中
(表)を削り、核を37に「結核」を「感染」に改める。
34の「結核」を「感染」に改める。
2

を。

第七号様式中「(健康福祉こどもセンター)」を削る。

第九号様式中「(健康福祉こどもセンター)」を削る。

「地域県民局長 殿」を「地域県民局長 殿」に改める。
健康福祉こどもセンター所長 殿

第十号様式の表及び第十一号様式の表中「地域県民局長 殿」を「地域県民局長 殿」に改める。
健康福祉こどもセンター所長 殿

「地域県民局長 殿」に改める。

第十二号様式中「(健康福祉こどもセンター所長)」を削り、

「地域県民局長 殿」を「地域県民局長 殿」に改める。

健康福祉こどもセンター所長 殿

第十三号様式の表中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第十四号様式中「(健康福祉こどもセンター)」を削り、

「地域県民局長 殿」を「地域県民局長 殿」に改める。

健康福祉こどもセンター所長 殿

第十七号様式中「地域県民局長 殿」を「地域県民局長 殿」に改める。
健康福祉こどもセンター所長 殿

改める。

第十八号様式から第二十号様式までの規定中「地域県民局長 殿」を「地域県民局長 殿」に改める。
健康福祉こどもセンター所長 殿

を「地域県民局長 殿」に改める。

第二十一号様式中
「地 域 県 民 局 長 殿」を「地域県民局長 殿」に
改め、「又は健康福祉こどもセンター」を削る。

第二十二号様式中
「地 域 県 民 局 長 殿」を「地域県民局長 殿」に
改める。

第二十三号様式中
「地 域 県 民 局 長 殿」を「地域県民局長 殿」に
改め、「（健康福祉こどもセンター）」及び「又は健康福祉こどもセンター所長」を
削る。

第二十四号様式中
「地 域 県 民 局 長 殿」を「地域県民局長 殿」に
改め、「又は健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第二十五号様式中
「地 域 県 民 局 長 殿」を「地域県民局長 殿」に
改め、同様式の別紙中
健康福祉こどもセンター所長 殿」を「地域県民局長 殿」
に改める。

第二十六号様式中
「地 域 県 民 局 長 殿」を「地域県民局長 殿」に
改める。

第二十七号様式中
「地 域 県 民 局 長 殿」を「地域県民局長 殿」に
改める。

第二十八号様式中
「地 域 県 民 局 長 殿」を「地域県民局長 殿」に
改める。

第二十九号様式中
「地 域 県 民 局 長 殿」を「地域県民局長 殿」に
改める。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則（昭和三十年四月青森県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「又は健康福祉こどもセンター」を削る。

別表第一の一の二の(七)中「第八十五条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同表の八の一中「盲学校、聾学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。

別表第二の一の三の表中「三七円」を「三五円」に、

「	田 当 (一日につき)	宿 泊 料 (一夜につき)	旅 行 雑 費 (一日につき)
を	九、八〇〇円	九、八〇〇円	一、一〇〇円
	九、八〇〇円	九、八〇〇円	一、一〇〇円
」	九、八〇〇円	九、八〇〇円	一、一〇〇円

に改める。

第十七号様式の(八)中「当技吏員」を「当該職員」に、「警察吏員」を「警察官」に改める。

第十二号様式中「車馬賃」を「車賃」に、

「田 当	円 (1日)	円 (1日)
宿泊料	円 (1夜)	円 (1夜)
「宿泊料	円 (1夜)	円 (夜分)

旅行雑費 1夜 田 田分) に改める。
 1日 田 1

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則

医学及び医療技術者等研修規則（昭和三十六年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青森県立中央病院、青森県立つくしが丘病院」及び「健康福祉こどもセンター」を削り、「病院等」を「地域健康福祉部等」に改める。

第二条中「病院等」を「地域健康福祉部等」に改め、同条第四号中「診療工ソクス線技師、あんま師」を「診療放射線技師」に、「及び衛生検査技師等」を「臨床検査技師等で、医療の」に改める。

第四条から第六条までの規定、第八条及び第九条中「病院等」を「地域健康福祉部等」に改める。

第十条中「病院等の長は」を「地域健康福祉部等の長は」に、「一」に「い」を「い」に改め、同条第二号中「病院等」を「地域健康福祉部等」に改める。

第十一条中「病院等」を「地域健康福祉部等」に改める。
 第一号様式中「第(四)号」を「第(一)」に、「~~医師~~」を「~~医師~~」に改める。
 第二号様式中「第(四)号」を「第(一)」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

規 則

青森県臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行細則（昭和五十六年八月青森県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

青森県臨床検査技師等に関する法律施行細則

第一条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に、「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改める。

第三条中「又は健康福祉こどもセンター所長」を削る。

第一号様式の(表)及び第二号様式から第六号様式までの規定中「~~医師~~」を「~~医師~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十五号）の一部を次

のように改正する。

第三条第一項中「又は健康福祉こどもセンター所長（以下「健康福祉こどもセンター所長等」という。）を削り、同条第二項中「健康福祉こどもセンター所長等」を「地域県民局長」に改める。

第四条、第五条第一項及び第三項、第六条第一項から第四項まで及び第六項、第七條、第八条第一項及び第三項、第九条第一項から第四項まで及び第六項、第十条から第十二条まで、第十八条第一項及び第六項並びに第十九条第一項から第三項まで及び第五項中「健康福祉こどもセンター所長等」を「地域県民局長」に改める。

別表第一の備考一の7中「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十四条第一項及び第三十七条第二項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十七条の二第一項及び第三十九条第三項」に改める。

別表第三の備考五の4中「健康福祉こどもセンター所長等」を「地域県民局長」に改める。

第一号様式中「（（論））を削る。

第三号様式の記載要領の注中「（（論））を削る。

第十四号様式から第十七号様式までの規定中「（（論））を削る。

第十七号様式の二から第十七号様式の五までの規定中「（（論））を削る。

第二十一号様式中「（職）」を「（吏）」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十六号

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則

青森県河川法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「青森県行政機関等設置条例」を「青森県地域県民局及び行政機関設置条例」に改め、「又は同条例第十四条に規定する県土整備事務所」を削る。

第五条及び別表中「又は県土整備事務所長」を削る。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県庁議運営規程の一部を改正する訓令

青森県庁議運営規程（昭和三十七年四月青森県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出納長」の下に「病院事業管理者」を加え、同条第四項の表部長の項の前に次のように加える。

病院事業管理者	病院局長
---------	------

第二条第四項の表地域県民局長の項中「地域連携室長」を「地域連携部長」に改める。
第九条中「出納長」の下に「病院事業管理者」を加える。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和三十八年四月青森県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、エネルギー総合対策局長」を削り、「並びに地域県民局」を「及び地域県民局」に改め、「地域連携室長及び」を削り、「労働委員会事務局長、青森県立中央病院長並びに青森県立つくしが丘病院長」を「並びに労働委員会事務局長」に改める。

第八条第三項中「健康福祉こどもセンター」を「地域県民局地域健康福祉部」に改める。

第十条第三項第一号中「県土整備事務所等における除雪業務のため、又は」を削り、「健康福祉こどもセンター」を「地域県民局地域健康福祉部」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員等の休暇の届出、願出、承認及び整理については、別に定めるところによる。

第十四条第二号中「期限付臨時職員」の下に「（十五日未満の職員を除く。）」を加え、同条第三号中「日雇雇用職員」の下に「及び十五日未満の職員」を加え、「第十五条まで」を「第十三条まで、第十五条」に改め、「準用する」の下に「ほか、別に定めるところによる」を加える。

別表の休暇の区分の欄中「若しくは結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第十三条」を削る。

第二号様式中「、休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

第四号様式中

氏 名	漢字氏名	カナ氏名	性別

に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十三号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項を次のように改める。

4 前三項の勤務時間中、午後零時から午後零時四十五分まで休憩時間を置く。ただし、一日の勤務時間が六時間を超えない再任用短時間勤務職員については、所属長が定めるところにより、休憩時間を置かないことができる。

第四条第五項及び第六項中、「休憩時間及び休憩時間」を「及び休憩時間」に改める。

第十一条第一項中「及び休憩時間」を削り、「はなれて」を「離れて」に改める。

第十四条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「することができる」を「しなければならない」に改め、同項を同条とする。

第十六条中「及び外部」を「外部」に改め、「地域連携室及び」を削る。

第二十三条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第三十三条第一項中「本籍地、学歴、免許、資格その他」を「住所又は本籍地（以下「氏名等」という。）に異動があつたときは統合庶務システムを使用して、氏名等以外の」に、「ときは、」を「ときは」に、「知事」を「知事」に改め、同条第二項中「について」を「のうち、氏名等又は生年月日について誤りを発見したときは統合庶務システムを使用して、氏名等及び生年月日以外の履歴事項について」に、「ときは、」を「ときは」に、「知事に」を「知事に訂正を」に改め、同条第三項を削る。

第六号様式を次のように改める。

第9号様式 庶務

第十七号様式の記の1中「~~氏名~~、~~姓~~」を削る。

第十八号様式の記の1中「~~氏名~~、~~住所~~」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十四号

庁 中 一 般

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

本庁守衛等就業規則の一部を改正する訓令

本庁守衛等就業規則（昭和三十一年六月青森県訓令甲第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「午後零時十五分から午後一時」を「午後零時から午後零時四十五分」に、「総務学事課長」を「財産管理課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤嘱託医等の服務等に関する規程（昭和三十九年六月青森県訓令甲第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「出先機関の長」の下に「（地域県民局にあつては、地域健康福祉部長。以下同じ。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県知事 三 村 申 吾
青森県職員の職務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県職員の職務発明等に関する規程（平成十年三月青森県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「三万円」を「二万円」に改め、同項第二号及び第三号中「一万五千元」を「五千元」に改め、同条第三項第一号イ中「六万円」を「二万円」に改め、同号ロ及びハ中「三万円」を「二万円」に改め、同項第二号イ中「九万円」を「三万円」に改め、同号ロ及びハ中「四万五千元」を「二万五千元」に改め、同条第五項第一号の表を次のように改める。

百万円以下の部分の金額	百分の五十
百万円を超える部分の金額	百分の二十五

第九条第六項中「第三十五条第四項」を「第三十五条第五項」に改める。

第十二条の見出しを「（青森県職務発明等審査会の意見の聴取）」に改め、同条第一項中「青森県産業科学技術会議（以下「会議」という。）の委員のうち適当と認める者」を「青森県職務発明等審査会」に改め、同項第一号中「実用新案登録を受ける権利若しくは意匠登録を受ける権利又は」を削り、同項に次の一号を加える。

三 第十一条第二項の規定による異議申立てに対する決定を行おうとするとき。

第十二条第二項中「会議の委員のうち適当と認める者」を「青森県職務発明等審査会」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第九条第六項の改正規定は、公表の日から施行する。

2 改正後の青森県職員の職務発明等に関する規程第九条第五項第一号の規定は、平成十九年一月一日以後の収入に係る実施補償金について適用する。

青森県訓令甲第十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県出稼労働者相談員規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県出稼労働者相談員規程を廃止する訓令

青森県出稼労働者相談員規程（昭和四十七年四月青森県訓令甲第十三号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則（昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表スポーツ健康課の項中「全国スポーツ・レクリエーション祭準備室」を「全国スポーツ・レクリエーション祭推進室」に改める。

第六条第八号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。

第七条第二号中「県費負担教職員」の下に「及び県立中学校職員」を加え、「任免、分限」を「及び任免並びに県費負担教職員の分限」に改め、同条第五号中「職業指導」を「進路指導」に改め、同条第二十号中「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

第八条第一号中「県立高等学校」の下に「及び中学校」を加え、同条第二号中、「任免」を「並びに県立高等学校及び中学校職員の任免」に改め、同条第四号中「組織編制」の下に「及び県立中学校の学級編制」を加え、同条第五号中「県立高等学校」の下に「及び中学校」を加え、「職業指導」を「進路指導」に改め、同条第六号、第七号及び第八号中「県立高等学校」の下に「及び中学校」を加え、同条第十号中「県立高等学校」の下に「及び中学校」を加え、「理科教育、定時制教育」を「及び理科教育の振興並びに県立高等学校の定時制教育」に改め、同条第十一号中「授業科等」の下に「及び県立中学校の入学者選抜手数料」を加え、同条第十二号中「県立高等学校」の下に「及び中学校」を加え、同条第十三号から第十七号までの規定中「県立高等学校」の下に「及び中学校」を加え、同条第二十三号中「県立盲学校、聾学校及び養護学校（以下「県立特殊教育諸学校」という。）」を「県立特別支援学校」に改め、同条第二十四号及び第二十五号中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第二十六号中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に、「職業指導」を「進路指導」に改め、同条第二十七号から第三十三号までの規定中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に改め、同条第三十四号中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改め、同条第三十五号から第三十八号までの規定中「県立特殊教育諸学校」を「県立特別支援学校」に改める。

第九条の二中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十七号中「全国スポーツ・レクリエーション祭準備室」を「全国スポーツ・レクリエーション祭推進室」に改め、同条第十六号とする。第十六条の四第一項中「全国スポーツ・レクリエーション祭準備室」を「全国スポーツ・レクリエーション祭推進室」に改める。

附則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第九条の二の改正規定（同条第十七号中「全国スポーツ・レクリエーション祭準備室」を「全国スポーツ・レクリエーション祭推進室」に改める部分を除く。）は、同月二日から施行する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

第九条中「関係職員」を「関係職員」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の七の規定に基づき、委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務は、総務部人事課長（以下「人事課長」という。）に補助執行させる。

一 人事委員会規則七 一六六（扶養手当）第四条の規定による扶養親族の届出に係る事実及び扶養手当の月額額の認定並びに同規則第五条の規定による事後の確認に関する事務

二 人事委員会規則七 一〇九（住居手当）第六条の規定による住居の届出に係る事実の確認及び住居手当の月額額の決定又は改定並びに同規則第九条の規定による事後の確認に関する事務

三 人事委員会規則七 四四（通勤手当）第四条の規定による通勤の届出に係る事実の確認及び通勤手当の額の決定又は改定並びに同規則第二十二条の規定による事後の確認に関する事務

四 人事委員会規則七 一五九（単身赴任手当）第八条の規定による単身赴任の届出に係る事実の確認及び単身赴任手当の月額額の決定又は改定並びに同規則第十条の規定による事後の確認に関する事務

五 人事委員会規則七 八五（寒冷地手当）第八条の規定による確認に関する事務

2 人事課長は、前項の規定による補助執行に係る事務を専決することができる。

3 人事課長は、前項の規定により専決することができる事務について、その所属する職員に、専決させ、又は代決させることができる。

別表第一の二中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七号 東奥印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口一枚二付十五円一銭